

蟹江町農業委員会委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦の求め及び募集要領

農業委員の候補者については町長が、農地利用最適化推進委員の候補者については農業委員会がそれぞれ農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対しこれらの候補者の推薦を次のとおり求めるとともに、これらの候補者を次のとおり募集します。

なお、推薦を受け又は応募していただきても、必ずしもこれらの委員に確定するとは限りませんので、ご了承ください。

1 推薦及び募集の対象

- (1) 農業委員会委員候補者
- (2) 農地利用最適化推進委員候補者

2 推薦及び募集期間

令和8年2月5日（木）から令和8年3月4日（水）まで【必着】

持参される場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

3 推薦及び募集の資格要件

推薦を受け又は応募できる候補者は、次の各号のいずれかに該当する者を除きます。

- (1) 法令等により兼職が禁止されている職にある者
- (2) 暴力団または暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 定数

- (1) 農業委員会委員 12人
- (2) 農地利用最適化推進委員 2人（推薦の求め及び募集の区域：蟹江町全域）

5 推薦又は応募の方法

別添の推薦申込書又は応募申込書（農業委員会窓口及びホームページにて取得）に必要事項を記入し、押印の上、締切日までに蟹江町役場 1階 産業建設部土木農政課内 蟹江町農業委員会事務局へ提出してください。

なお、郵送による提出も可としますが、締切日必着でないと受け付けしません。

また、提出された推薦申込書及び応募申込書は返却しませんので、ご了承ください。

※ メール及びファックスによる提出は受け付けしません。

※ 法律等の規定により推薦申込書又は応募申込書に記載された事項（住所を除く）は公表されますので、ご了承ください。

※ 町外に住所を有する候補者は住民票を添付してください。（発行後3箇月以内で本籍地記載のもの。）

6 候補者の選考

推薦又は応募による候補者の総数が、上記4に掲げる定数を超えた場合又は町長若しくは農業委員会が必要と認めた場合は、選考委員会を設けてそれぞれの候補者を選考します。

なお、その際、期日を定めて意見聴取及び面接等を実施する場合があります。

7 選考結果の通知

選考結果の通知は、令和8年3月下旬以降に本人宛に郵送する予定です。

8 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護及び管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

9 任期

(1) 農業委員会委員 任命の日（令和8年7月20日）から3年

(2) 農地利用最適化推進委員 委嘱の日から農業委員会委員の任期満了日まで

10 職務

(1) 農業委員会委員

農地転用、農地の無断転用の防止及び解消などの農地法等の規定に基づく農業委員会の権限に属する事項についての審議等のほか、農地利用の集積及び集約化、耕作放棄地の防止及び解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての審議等が主な職務となります。

会議は、毎月1回（毎月20日前後）程度の開催となります。また、研修会等にも出席していただく場合があります。

(2) 農地利用最適化推進委員

蟹江町全域の中の各担当地区について、農業委員と密接に連携し、農地の無断転用の防止及び解消などを図るための調査のほか、担当地域における担い手への農地の利用の集積及び集約化、耕作放棄地の発生防止及び解消等の現場活動を中心とする業務等が主な職務となります。

なお、毎月開催されます、農業委員会の会議に出席していただき、報告等をしていただく場合があります。また、研修会等にも出席していただく場合があります。

11 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

12 推薦及び応募の問合せ先

〒497-8601

蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町役場 1階 産業建設部土木農政課内 蟹江町農業委員会事務局

電話 0567-95-1111 (内線435)

FAX 0567-95-9188

E-mail dobokunosei@town.kanie.lg.jp